



鳥取県公報

平成14年 3月29日(金)
号外第63号

毎週火・金曜日発行

目 次

教委規則	鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則(20)(体育保健課)..... 1
	鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則の一部を改正する規則(21)()..... 2
	鳥取県立武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則(22)()..... 5
	鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則(23)(同和教育課)..... 9
教委訓令	教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令(2)(総務福利課)..... 9

教育委員会規則

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

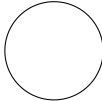
鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第20号

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則(昭和55年鳥取県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

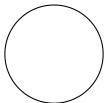
様式第3号その1の表を次のように改める。

表		個人利用券	(温水・冷水)	_____
		年 月 日		
			¥	_____
		鳥取県営(鳥取・米子)屋内プール		

様式第3号その2の表を次のように改める。

表

(温水・冷水) _____



個人利用券(回数券)
年 月 日()

鳥取県営(鳥取・米子)屋内プール

様式第3号その4の表を次のように改める。

表

(温水・冷水) _____

団 体 利 用 券

区 分	料 金	人 員	金 額
幼児	円	人	円
児童又は中学校の生徒			
高等学校の生徒			
学生又は一般人			
計			

年 月 日

鳥取県営(鳥取・米子)屋内プール

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の鳥取県営屋内プールの管理に関する規則様式第3号その2による利用券は、改正後の鳥取県営屋内プールの管理に関する規則様式第3号その2による利用券とみなす。

鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第21号

鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則(昭和56年鳥取県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の

欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（利用の通知等）</p> <p>第5条 教育委員会は、体育文化会館の利用の許可をしたときは、体育館を専用利用の方法で利用する者又は研修室等を利用する者に対しては様式第3号により通知し、体育館を一般利用の方法で利用する者（<u>学生又は一般人に限る。</u>）に対しては様式第4号により利用券を、スポーツ教室に参加する者に対しては様式第5号による参加証を交付するものとする。</p> <p>（使用料の減免の申請）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の項減免事由の欄第4号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示</p> <p>（3） 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の項減免事由の欄第5号に定める事由 介護保険被保険者証の提示</p> <p>様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">鳥取県立倉吉体育文化会館利用申込書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様 年 月 日 郵便番号 住 所 申込者 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: center;">次のとおり鳥取県立倉吉体育文化会館を利用したいので、申し込みます。</p>	<p>（利用の通知等）</p> <p>第5条 教育委員会は、体育文化会館の利用の許可をしたときは、体育館を専用利用の方法で利用する者又は研修室等を利用する者に対しては様式第3号により通知し、体育館を一般利用の方法で利用する者に対しては様式第4号により利用券を、スポーツ教室に参加する者に対しては様式第5号による参加証を交付するものとする。</p> <p>（使用料の減免の申請）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の項減免事由の欄第4号に定める事由 <u>口頭による申出</u></p> <p>（3） 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の項減免事由の欄第5号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示</p> <p>（4） 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の項減免事由の欄第6号に定める事由 介護保険被保険者証の提示</p> <p>様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">鳥取県立倉吉体育文化会館利用申込書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様 年 月 日 郵便番号 _____ 住 所 申込者 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: center;">次のとおり鳥取県立倉吉体育文化会館を利用したいので、申し込みます。</p>

略	
利用予定人員	人
入場料等の徴収の有無	有(円)・無
略	

様式第2号(第4条関係)

鳥取県立倉吉体育文化会館スポーツ教室参加申込書

職 氏 名 様
 年 月 日
 郵便番号
 住 所
 申込者
 氏 名
 電話番号

次のとおり鳥取県立倉吉体育文化会館のスポーツ教室に参加したいので、申し込みます。

スポーツ教室の種類		
参 加 者	住 所	
	氏 名	年齢 歳
	連 絡 先	
摘 要		

略			
利用予定人員	人	利用種別	1 アマチュア・スポーツ活動
入場料等の徴収の有無	有(円)・無		2 その他
略			

様式第2号(第4条関係)

鳥取県立倉吉体育文化会館スポーツ教室参加申込書

職 氏 名 様
 年 月 日
 郵便番号 _____ -
 住 所
 申込者
 氏 名
 電話番号

次のとおり鳥取県立倉吉体育文化会館のスポーツ教室に参加したいので、申し込みます。

スポーツ教室の種類		
参 加 者	住 所	
	氏 名	(性別) 男・女 年齢 歳
	連 絡 先	
摘 要		

第2条 鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改める。

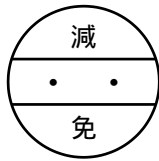
様式第4号(第5条関係)

表	_____	利 用 券	_____
	利 用 券 控		
	¥ _____		年 月 日 ¥ _____ 鳥取県立倉吉体育文化会館

裏

- 1 この券に領収印又は減免印のないものは使えません。
- 2 この券が使えるのは、本日までです。
- 3 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。

備考 心身に障害を有する者及びその介護者、70歳以上の者並びに要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者に対して使用料を減免する場合に利用券に使用する減免確認印の印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県立武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第22号

鳥取県立武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立武道館の管理に関する規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（利用の申込み等）	（利用の申込み等）
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略
3 教育委員会は、武道館の利用の許可をしたときは、	3 教育委員会は、武道館の利用の許可をしたときは、

武道館を貸切りの方法で利用する者又は研修室等を利用する者に対しては様式第2号により通知し、貸切り以外の方法で利用する者(学生又は一般人に限る。)に対しては様式第3号による利用券を交付するものとする。

(使用料の減免)

第6条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。

(1) 略

(2) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の項減免事由の欄第3号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示

(3) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の項減免事由の欄第4号に定める事由 介護保険被保険者証の提示

様式第1号(第4条関係)

鳥取県立武道館利用申込書

職 氏 名 様
年 月 日
郵便番号
住 所
申込者 氏 名
電話番号

次のとおり鳥取県立武道館を利用したいので、申し込みます。

略

利用予定人員	人
入場料等の徴収の有無	有()円・無

略

(別紙)

略

備考 略

武道館を貸切りの方法で利用する者又は研修室等を利用する者に対しては様式第2号により通知し、貸切り以外の方法で利用する者に対しては様式第3号による利用券を交付するものとする。

(使用料の減免)

第6条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。

(1) 略

(2) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の項減免事由の欄第3号に定める事由 口頭による申出

(3) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の項減免事由の欄第4号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示

(4) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の項減免事由の欄第5号に定める事由 介護保険被保険者証の提示

様式第1号(第4条関係)

鳥取県立武道館利用申込書

職 氏 名 様
年 月 日
郵便番号
住 所
申込者 氏 名
電話番号

次のとおり鳥取県立武道館を利用したいので、申し込みます。

略

利用予定人員	人	利用種別	1 アマチュア・スポーツ活動
入場料等の徴収の有無	有()円 無		2 その他

略

(別紙)

略

備考 略

第2条 鳥取県立武道館の管理に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第3号(第4条関係)

その1

当 日 利 用 券

表	利 用 券 控	利 用 券
	¥ _____	年 月 日
		¥ _____
		鳥 取 県 立 武 道 館

裏	1 この券に領収印又は減免印のないものは使えません。
	2 この券が使えるのは本日だけです。
	3 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。

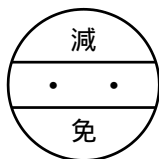
(縦4センチメートル、横9センチメートル)

備考 1 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

2 心身に障害を有する者及びその介護者、70歳以上の者並びに要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者に対して使用料を減免する場合に利用券に使用する減免確認印の印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

その2

1 箇 月 利 用 券

表	利 用 券 控	年 月 日発行
	¥ _____	利 用 券
		年 月 日から
		年 月 日まで
		¥ _____
	住 所 氏 名	鳥 取 県 立 武 道 館

裏

- 1 この券に領収印又は減免印のないものは使えません。
- 2 この券は、入館するとき係員に見せてください。
- 3 この券は、記名者のほかは使用できません。
- 4 この券は、武道館が貸切り等で利用されているときは、使用できないことがあります。
- 5 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。
- 6 この券を無くしたり、破ったり、汚したときは、すぐに届けてください。

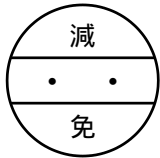
(縦6センチメートル、横11センチメートル)

備考 1 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

2 心身に障害を有する者及びその介護者、70歳以上の者並びに要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者に対して使用料を減免する場合に利用券に使用する減免確認印の印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

様式第4号(第5条関係)

表

	年 月 日発行
武道教室参加証控	武道教室参加証
	種目 _____ コース _____ ￥ _____
	住所 _____
	氏名 _____
	連絡先 _____
	教室期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで 日間
￥ _____	鳥 取 県 立 武 道 館

裏

- 1 この参加証に領収印又は減免印のないものは使えません。
- 2 この参加証は、表に書いてある武道教室に参加するときのほかは使用できません。
- 3 この参加証は、入館するとき係員に見せてください。
- 4 この参加証は、記名者のほかは使用できません。
- 5 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。
- 6 この参加証を無くしたり、破ったり、汚したときは、すぐに届けてください。

(縦6センチメートル、横11センチメートル)

備考 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径 2 センチメートル

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の鳥取県立武道館の管理に関する規則第 4 条第 3 項又は第 5 条第 2 項の規定により交付されている第 2 条の規定による改正前の鳥取県立武道館の管理に関する規則様式第 3 号その 2 による 1 箇月利用券又は同規則様式第 4 号による参加証は、第 1 条の規定による改正後の鳥取県立武道館の管理に関する規則第 4 条第 3 項又は第 5 条第 2 項の規定により交付された第 2 条の規定による改正後の鳥取県立武道館の管理に関する規則様式第 3 号その 2 による 1 箇月利用券又は同規則様式第 4 号による参加証とみなす。

鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第23号

鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則

鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第 4 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に奨学金又は通学用品等助成金の貸与の決定を受けた者に係る当該決定に係る奨学金又は通学用品等助成金については、廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規則第16条第 1 項中「貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年10月鳥取県条例第35号）」とあるのは、「貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（平成14年鳥取県条例第38号）附則第 3 項」とする。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第 2 号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年 3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p>（1）略</p> <p>（2）教育長以外の職員の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">（ア）</p> <p style="padding-left: 4em;">鳥取県.....に任命する職.....級に決定する</p> <p style="padding-left: 4em;">.....号給を給する</p> <p style="padding-left: 4em;">.....勤務を命ずる</p> <p>（イ）</p> <p style="padding-left: 2em;">.....を命ずる 任期は...年...月...日までとする</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p>（1）略</p> <p>（2）教育長以外の職員の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">（ア）</p> <p style="padding-left: 4em;">鳥取県.....に任命する職.....級に決定する</p> <p style="padding-left: 4em;">.....号給を給する</p> <p style="padding-left: 4em;">.....勤務を命ずる</p> <p>（イ）</p> <p style="padding-left: 2em;">.....を命ずる 任期は...年...月...日までとする</p>

2～10 略

11 併任（任命権者を異にする他の部局若しくは他の団体に所属する者をそのまま職員として任用する場合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣を受ける場合又は現に有する職員の種類若しくは職を保有させたまま、他の職員の種類及び職を命ずる場合）鳥取県……にあわせて任命する……勤務を命ずる……を命ずる

12及び13 略

14 辞職（職員的意思によって退職させる場合）辞職を承認する

（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による）

15～20 略

21 育児休業承認（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により育児休業を承認する場合）地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により…年…月…日まで育児休業を承認する

22～31 略

32 任期更新

再任用の任期を…年…月…日まで更新する

任期付研究員の任期を…年…月…日まで更新する

任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する

33 任期満了退職

る。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定による任命権者の要請に応じて退職する場合に限る。

地方公務員法第28条の4第2項の規定又は同法第28条の5第2項（同法第28条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により再任用の任期を更新する場合に限る。

地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）第5条第1項の規定により任期付研究員の任期を更新する場合に限る。

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項の規定により任期付職員の任期を更新する場合に限る。

2～10 略

11 併任（任命権者を異にする他の部局に所属する者をそのまま職員として任用する場合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣を受ける場合又は現に有する職員の種類又は職を保有させたまま、他の職員の種類及び職を命ずる場合）鳥取県……にあわせて任命する……勤務を命ずる……を命ずる

12及び13 略

14 辞職（職員的意思によって退職させる場合）辞職を承認する

15～20 略

21 育児休業承認（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業を承認する場合）地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により…年…月…日まで育児休業を承認する

22～31 略

32 任期更新

再任用の任期を…年…月…日まで更新する

任期付研究員の任期を…年…月…日まで更新する

地方公務員法第28条の4第2項の規定又は同法第28条の5第2項（同法第28条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により再任用の任期を更新する場合に限る。地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）第5条第1項の規定により任期付研究員の任期を更新する場合に限る。

33 任期満了退職

<p>再任用の任期の満了による退職</p> <p>任期付研究員の任期の満了による退職</p> <p>任期付職員の仕事の満了による退職</p> <p>34～37 略</p> <p>38 派遣（地方自治法第252条の17、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号。以下「海外派遣条例」という。）第2条第1項若しくは公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定又は指導主事の派遣に関する協定により派遣する場合）</p> <p>地方自治法第252条の17の規定（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定・公益法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定・指導主事の派遣に関する協定）（ア）</p> <p>により……へ…年…月…日まで派遣する</p> <p>派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当（イ）</p> <p>当のそれぞれ100分の……を支給する（派遣の期間中、給与は支給しない）</p> <p>39 派遣期間更新（派遣の期間を更新する場合）</p> <p>派遣の期間を…年…月…日まで更新する</p> <p>更新に係る期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の…（ア）</p> <p>…を支給する（更新に係る期間中、給与は支給しない）</p> <p>40～48 略</p> <p>第2及び第3 略</p>	<p>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が任期の満了により退職する場合に限る。</p> <p>任期付研究員が任期の満了により退職する場合に限る。</p> <p>任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p> <p>（ア）派遣先とする</p> <p>海外派遣条例又は公益法人等派遣条例の規定により派遣する場合に限る。</p> <p>（イ）支給する割合とする</p> <p>海外派遣条例又は公益法人等派遣条例の規定により派遣期間を更新する場合に限る。</p> <p>（ア）支給する割合とする</p>	<p>再任用の任期の満了による退職</p> <p>任期付研究員の任期の満了による退職</p> <p>34～37 略</p> <p>38 派遣（地方自治法第252条の17の規定、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年3月鳥取県条例第3号。以下「海外派遣条例」という。）第2条の規定又は派遣社会教育主事に関する協定により派遣する場合）</p> <p>地方自治法第252条の17の規定（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条の規定又は派遣社会教育主事に関する協定）に（ア）</p> <p>により……へ…年…月…日まで派遣する</p> <p>派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当（イ）</p> <p>当のそれぞれ100分の……を支給する（派遣の期間中、給与は支給しない）</p> <p>39 派遣期間更新（派遣の期間を更新する場合）</p> <p>派遣の期間を…年…月…日まで更新する</p> <p>更新に係る期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の…（ア）</p> <p>…を支給する（更新に係る期間中、給与は支給しない）</p> <p>40～48 略</p> <p>第2及び第3 略</p>	<p>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が任期の満了により退職する場合に限る。</p> <p>任期付研究員が任期の満了により退職する場合に限る。</p> <p>（ア）派遣先とする</p> <p>海外派遣条例の規定により派遣する場合に限る。</p> <p>（イ）支給する割合とする</p> <p>海外派遣条例の規定により派遣期間を更新する場合に限る。</p> <p>（ア）支給する割合とする</p>
---	--	---	--

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。